

経済要録

国内

◆東証の株価指数先物取引等にかかる規制等について

東京証券取引所は、1月14日、株式現物・先物両市場の相互の状況によって市場管理を行う観点から、値幅制限および気配制度を補完するものとして、相場急変時における株価指数先物取引等の一時中断措置等を導入するとともに、最近の東証株価指数の変動状況等を勘案し、株価指数先物取引等にかかる制限値幅を拡大すること等を理事会において決定した（2月14日実施）。

今回の決定は、①先物・オプション取引について、先物取引の約定指数が基準値段および理論価格に対し所定の幅を超えて乖離した場合、取引を15分間中断する、②現物指数が前日最終指数から所定の幅を超えて変動した場合には、一定の要件の下に、取引所正会員の自己計算による裁定取引にかかる現物売買を禁止する、③上記措置の導入

に合わせて、呼値の制限値幅を現行の「3%を目安とした一定幅」から「5%を目安とした一定幅」に拡大する、等を主な内容とするもの。

◆内国為替決済制度の改正について

内国為替運営機構は、内国為替の仕向超過額（仕向総額－被仕向総額）に関して、自己責任原則に基づく決済リスクの管理強化を図る観点から、各加盟銀行の限度額を自己申告により随時に設定・変更しうる扱いに改正し、1月17日より実施した。これを受けて、日本銀行は、加盟銀行間の為替貸借に関して、仕向総額と被仕向総額の差額を決済するとともに、加盟銀行が日本銀行に差し入れる為替決済担保の基準額を上記の限度額により定める扱いに改正し、同日実施した。

概要は以下のとおり。

全国銀行内国為替制度の改正の概要

項目	改 正 前	改 正 後
限度額・警告額の設定・変更	<ul style="list-style-type: none">○ 限度額、警告額は、前年の一日平均仕向総額のそれぞれ10倍、5倍に設定される。○ 限度額超過が予想される場合は、加盟銀行の事前申請により限度額の一時的変更ができる（テレ為替通信時間中でも可能）。	<ul style="list-style-type: none">○ 限度額は、各加盟銀行の自己申告により隨時に設定・変更しうる。 警告額は、平成6年度までは限度額の35%、平成7年度は50%に設定される。○ 所定の限度額変更手続きに基づく事前申請により限度額を変更する（テレ為替通信時間中の一時的変更は不可）。
警告額超過および限度額抵触時の取扱い	<ul style="list-style-type: none">○ 警告額超過の場合には、全銀センターから当該加盟銀行へ警告電文を送出する（当該発信電文は有効）。○ 限度額抵触の場合には、全銀センターから当該加盟銀行へエラー通報を送出する（当該発信電文はエラー）。	<ul style="list-style-type: none">○ 同左。○ 限度額抵触の場合には、全銀センターから当該金融機関へエラー通報および限度額超過メッセージを送出する（当該発信電文はエラー）。
為替貸借の決済方法	<ul style="list-style-type: none">○ 各加盟銀行の仕向総額および被仕向総額をそれぞれ決済。	<ul style="list-style-type: none">○ 各加盟銀行の仕向総額と被仕向総額の差額を決済。
為替決済担保の基準額	<ul style="list-style-type: none">○ 日本銀行が前年中（暦年）の一日平均仕向総額を基準に算出した額。	<ul style="list-style-type: none">○ 平成6年度までは限度額の35%。 ○ 平成7年度は限度額の50%。 ○ 平成8年度以降限度額に対する基準額の割合を引上げる方向で見直す。
為替決済担保の追加額	<ul style="list-style-type: none">○ なし	<ul style="list-style-type: none">○ 仕向超過額が差入担保額を超過した場合には、日本銀行に追加担保を差し入れる。 <small>(注) 当面、半期毎の1営業日平均無担保仕向超過額とする。</small>
加盟銀行の日本銀行に対する共同責任の負担割合	<ul style="list-style-type: none">○ 当該年度の為替決済担保の基準額の割合。	<ul style="list-style-type: none">○ 平成6年度までは、平成5年度の為替決済担保の基準額の割合。○ 平成7年度以降は、前年中（暦年）の一日平均限度額の割合。

◆大蔵省、銀行等の自己資本比率にかかる国際統一基準を一部改正

大蔵省は、1月25日、銀行等^(注)の自己資本比率にかかる国際統一基準の一部を改正する旨告示し、「我が国の地方公共団体向け債権」(地方債等)のリスク・ウェイトを従来の10%から0%に変更した。

(注) 銀行法、長期信用銀行法、外国為替銀行法、信用金庫法、農林中央金庫法および商工組合中央金庫法に基づく金融機関。

◆期間1か月未満の入札式買いオペレーションの実施について

日本銀行は、1月25日、期間1か月未満を対象とした入札式手形買いオペレーションを初めて実

施した。また、27日にも実施期間が1か月未満のTB(割引短期国債)・債券現先オペレーションを初めて実施した。

◆インターバンク取引における1/100%刻みの導入について

短資会社各社は、期間が1か月以上のコール・手形売買取引において、現行の1/32%刻みに加え、1/100%刻みも導入し、2月16日より実施することとした(1月26日発表)。

また、同措置に伴い、2月16日以降、短資協会が公表する1か月以上のレートについては、最高・最低レートのほか、中心レートをこれまでの最頻値に代えて平均値とすることとした。

◆現行金利一覧 (6年2月15日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期 () 内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	1.75	5. 9. 21 (2.5)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	2.0	5. 9. 21 (2.75)
短期プライムレート	3.0	5. 12. 9 (3.375)
長期プライムレート	3.8	6. 2. 10 (3.5)
住宅ローン		
・固定金利型	5.46	5.12. 10 (6.06)
・変動金利型	3.8	5.12. 10 (4.8)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	3.8	6. 2. 10 (3.65)
・中小企業金融公庫・国民金融公庫	3.8	6. 2. 10 (3.65)
・住宅金融公庫	3.75	5.12. 22 (3.9)
資金運用部預託金利(期間3年~5年) (期間5年~7年) (期間7年以上)	3.55 3.6 3.65	6. 1. 26 (3.75) 6. 1. 26 (3.8) 6. 1. 26 (3.85)
銀行等の預貯金金利 (日本銀行のガイドライン利率)		
・普通預金	0.22	5.10. 18 (0.26)
・貯蓄預金 30万円タイプ 10万円タイプ	1.56 1.56	6. 2. 7 (1.56) 6. 2. 7 (1.56)
・定期積金	2.04	5.10. 18 (2.28)
・市場金利連動型定期積金 3年未満	1.20	5.12. 6 (2.02)
3年以上	1.30	5.12. 6 (2.18)
・通知預金	0.47	5.10. 18 (0.51)
郵便貯金金利		
・積立貯金(1年)	1.28	5. 12. 6 (2.15)
・通常貯金	1.32	5.10. 18 (1.56)

◆公社債発行条件

(6年2月15日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈2月債〉 3.904 3.7 98.53	〈1月債〉 3.276 3.4 100.93
割引国債(5年)	応募者利回(%) 同税引後(%) 発行価格(円)	〈1月債〉 3.002 2.421 86.25	〈11月債〉 3.487 2.804 84.25
政府短期証券(60日)	応募者利回(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈9月24日発行分~〉 1.629 1.625 99.7329	〈2月15日発行分~〉 2.384 2.375 99.6096
政府保証債(10年)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈2月債〉 4.035 4.0 99.75	〈1月債〉 3.467 3.4 99.50
公募地方債(10年)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈2月債〉 4.049 4.0 99.65	〈1月債〉 3.500 3.5 100.00
利付金融債(3年物)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈2月債〉 2.700 2.7 100.00	〈1月債〉 2.100 2.1 100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈2月債〉 2.900 2.9 100.00	〈1月債〉 2.600 2.6 100.00
割引金融債	応募者利回(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈2月後半債〉 1.770 1.450 1.73 98.25	〈2月前半債〉 1.770 1.450 1.73 98.26

(注) 1. 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀のなかで最も多くの数の銀行が採用したレート(実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

2. 貯蓄預金については、郵便貯金においても通常貯蓄貯金として取扱い。

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。

2. 利付金融債については5年11月債以降、募集債の計数。

海 外

◆米国連邦公開市場委員会（FOMC）は調節姿勢をややきつめに変更

グリーンズパン米国連邦準備理事会（FRB）議長は、2月4日、同日開催の米国連邦公開市場委員会にて、金融調節姿勢をややきつめとする決定がなされた旨を発表した。

また、この決定は景気拡大を息の長いものとするために、緩和度合いを減じる方向に踏み出したものとしている。さらに、即日発表の理由については、本決定が1989年初以来の引き締めへの転換であるだけに、政策変更の意図を市場が誤解しないようにするため、と説明している。

◆米国連邦公開市場委員会（FOMC）、12月21日開催の同委員会の議事録を公表

米国連邦公開市場委員会は、2月4日、昨年12月21日開催の同委員会において採択された金融調節方式に関する議事録を公表した。その主な内容は以下のとおり。

景気は、個人消費、設備投資、住宅投資などが好調なほか、自動車を中心に生産が増加傾向にあり、また、雇用面でも堅調な増加をみており、最近数か月間強調裡に推移している。この間、物価は全般的に落ち着いた動きとなっている。

これまでの金融調節スタンスをみると、前回のFOMC（11月16日）では、現状の金融調節スタンスを維持する方針が採用され、その後実際に、これまでの金融調節スタンスが維持され、FFレートは引き続き3%程度の水準で推移した。一方、長期金利は、強めの指標の発表や一部商品の値上がりにより市場における金融引き締め予想が強まったことから上昇した。この間、マネーサプライの動向をみると、M₂では債券価格の下落により債券市場への資金流入テンポが鈍化したため個人投資家向けMMMFが増加したことから、また、M₃ではM₂の増加に加えターム物ユーロドラー預金が急増したことから、M₂、M₃ともに11月はかなり増勢を強め、本年のターゲットレンジ下限をやや上回って推移した。

景気の先行きに関しては、第4四半期のかなり高い伸びから、次の理由で94年入り後は緩やかな成長率になるものとみており、全体としてみれば、最近の動向は過去2年間の緩やかな成長基調から大きく乖離はしていないと判断している。すなわち、消費の伸びは可処分所得の増加テンポに見合うようやや減速する公算が大きく、設備投資の増加率も93年程の高い伸びは期待薄であり、また、財政面のデフレ圧力の顕現化等の要因が見込まれるためである。また、物価面については、労働・財のスラックの存在や当面インフレ圧力がないことから、安定基調が続く見通しである。

今後の金融政策については、現状の金融調節スタンスを維持すること、また、先行きの政策変更の余地についても引き続き中立とすることで過半数のメンバーが合意した。ただし、エンゼル、リンゼー両理事は、現在の金融緩和は行き過ぎであり、潜在的インフレ圧力に対処するにはより中立的政策スタンスへの調整が必要と主張した。

◆クリントン大統領、予算教書を発表

クリントン大統領は、2月7日、今年度の予算教書を発表した。

このなかで示された財政収支見通しをみると（表1）、最近の景気回復に伴う税収増、金利低下による利払い費の低下などを背景に、昨年9月の改定見通し（ミッドセッション・レビュー）に比較して、94年度、95年度の赤字が大幅に減少している点が特徴。この結果、財政赤字額の対GDP比率は、92年度の4.9%から99年度には2.3%にまで低下する見通し。また、クリントン政権の当面の課題である医療保険制度改革は、今回の財政収支見通しには織り込まれておらず、別枠で提示されている。

なお、同時に発表された経済見通しをみると（表2）、実質GDP成長率（年平均）は、94年について前回よりも若干上方修正されている一方、物価については、最近の落ち着きを眺め全般的に小幅下方修正されているほか、金利も若干の下方修正となっている。

(表1)

財政赤字見通しの概要

(単位 10億ドル、()内は対GDP比 %)

	1992年度 実績	93年度 実績	94年度 見通し	95年度	96年度	97年度	98年度	99年度
93年ペースライン (対GDP比率 %)	290 (4.9)	310 (5.7)	305 (4.6)	302 (4.3)	298 (4.1)	347 (4.6)	388 (4.9)	— (—)
93年4月見通し	290 (4.9)	317 (5.1)	255 (3.9)	230 (3.3)	188 (2.5)	181 (2.3)	202 (2.5)	— (—)
93年9月見通し	290 (4.9)	285 (4.6)	259 (4.0)	200 (2.9)	179 (2.4)	184 (2.4)	181 (2.2)	— (—)
今次予算教書	290 (4.9)	255 (4.0)	235 (3.5)	176 (2.5)	173 (2.3)	181 (2.3)	187 (2.3)	201 (2.3)
医療保険制度 改革実施後 見通し	290 (4.9)	255 (4.0)	235 (3.5)	165 (2.4)	170 (2.3)	186 (2.4)	191 (2.3)	181 (2.1)

(表2)

政府経済見通しの概要

(年平均 %、()内はミッドセッション・レビュー見通し、()内は93年ペースライン見通し)

	1992年 実績	93年 実績	94年 見通し	95年	96年	97年	98年	99年
実質GDP伸び率	2.6	2.8 (2.4) (2.8)	3.1 (3.0) (3.0)	2.8 (2.8) (2.9)	2.7 (2.7) (2.7)	2.6 (2.6) (2.4)	2.6 (2.6) (2.0)	2.5 (—) (—)
CPI総合伸び率	3.0	3.0 (3.2) (3.0)	2.8 (3.3) (2.7)	3.2 (3.4) (2.7)	3.3 (3.5) (2.7)	3.3 (3.5) (2.7)	3.4 (3.5) (2.7)	3.4 (—) (—)
失業率	7.4	6.8 (6.9) (7.1)	6.5 (6.5) (6.6)	6.1 (6.1) (6.2)	5.9 (5.9) (6.0)	5.7 (5.7) (5.8)	5.5 (5.5) (5.7)	5.5 (—) (—)
金利	TB3か月物利回り	3.5	3.0 (3.1) (3.2)	3.4 (3.6) (3.7)	3.8 (3.9) (4.3)	4.1 (4.2) (4.7)	4.4 (4.5) (4.8)	4.4 (4.5) (4.9)
	国債10年物利回り	7.0	5.9 (6.0) (6.7)	5.8 (5.9) (6.6)	5.8 (5.9) (6.6)	5.8 (5.9) (6.5)	5.8 (5.9) (6.4)	5.8 (—) (—)

◆欧州通貨機構（EMI）、幹部人事を決定

2月8日、欧州通貨機構（EMI）は第2回理事会を開催し、幹部人事を以下のとおり決定した（総裁、副総裁はすでに決定済み）。

総裁 A.Lamfalussy (前BIS総支配人)
 副総裁 M.Doyle (アイルランド中央銀行総裁兼職)
 事務局長 R.Raymond (前フランス銀行営業総局長)

(局長職)

金融・調査・統計 G.P.J.Hogeweg (オランダ銀行出身)
 総務 H.K.Scheller (EC中央銀行総裁会議事務局出身<ドイツ国籍>)

官房未定
 情報システム J.S.Etherington (イングランド銀行出身)
 外準管理未定

◆ドイツ政府、年次経済報告を閣議決定

ドイツ政府は、1月26日、「94年年次経済報告」を閣議決定し、公表した。94年の政府経済見通し、ならびに同報告で述べられている主なポイントは以下のとおり。

94年のドイツ経済は、ブームといえるほどの景気拡大にはならない（むしろ一時的には景気回復が滞る局面が生じる可能性もある）が、全体としては堅実な成長が見込まれる。また、実際の成長率は、結果的に政府見通し（実質GDP前年比1.0～1.5%〈全独〉）より上振れする可能性もある。

ドイツ経済の健全な成長のためには、引き続き、①産業立地条件の改善（とくに賃上げの適正化、労働時間の弾力化、税負担の軽減）、②財政赤字の改善に努めることが不可欠である。

政界、産業界は、こうした経済構造改革の必要性を十分に認識しており、現在、①神聖不可侵とされてきた社会保障、賃金、労働慣行などにおけるタブーの見直し、②官僚手続きの簡素化などを実行に移している。したがって、ドイツ経済は今後、体质強化を図りつつ、不況から立ち上がりしていくことが期待される。

政府経済見通し

(単位 前年比 %)

	全ドイツ		西独地域		東独地域	
	1993年 実績見込み	94年 見通し	93年 実績見込み	94年 見通し	93年 実績見込み	94年 見通し
実質GDP	△1.3	1.0～1.5	△1.9	0.5～1.0	6.3	6.0～8.0
個人消費	△0.1	△1.0～0.0	△0.2	△1.0～0.0	1.2	0.0～1.0
設備投資	△3.3	2.0～3.0	△14.7	0.0～2.0	15.0	8.0～10.0
建設投資	2.9	2.5～3.5	△0.5	0.0	20.6	14.0～16.0
政府消費	△0.7	△1.0～0.0	△1.3	△1.0～0.0	2.6	△2.0～△1.0
輸出等	△11.1	3.0～4.0	△7.3	3.0～4.0	△1.9	6.0～8.0
輸入等	△11.3	1.0～2.0	△10.8	1.5～2.5	6.3	2.0～4.0
消費者物価	3.5	—	4.1	3.0	8.0	4.0～5.0

◆ブンデス銀行、最低準備率の引き下げ等を決定

ブンデス銀行は、1月20日の中央銀行理事会において、最低準備制度に関する以下の措置を決定、発表した（3月1日より実施）。

(1) 当座性債務（当座性の預金および借入債務）に係る準備率の超過累進制の廃止、準備率水準の引き下げ

現 行：残高区分に応じ6.6%（1千万DM以下）、9.9%（1千万DM超1億DM以下）、12.1%（1億DM超）

変更後：一律5%

(2) 手元現金の準備算入限度引き下げ

現 行：所要準備の50%以下

変更後：同25%以下

本件に関するブンデス銀行の対外公表文の要旨は以下のとおり。

(1) 今次措置は、最低準備制度の金融政策上の実効性および重要性に疑問を投じるものではない。ブンデス銀行は、今後も最低準備制度を堅持していく方針である。最低準備制度の大きな利点、すなわち、①市中銀行の中央銀行信用に対する需要喚起、②金融市場における流動性のバッファー効果は、引き下げ後の準備率の下でも従来どおり維持される。

- (2) 今次決定は、昨年3月の準備率引き下げ決定（日本銀行月報93年3月号経済要録参照）を補完するものである。これによって、ドイツ金融市場の国際競争上のマイナス面は減殺され、準備負担に起因する資金逃避行動が抑制されよう。
- (3) 準備率引き下げは、金融機関全体の負担を軽減し、その貸出金利に変更の余地を与えるものである。また、ブンデス銀行は、準備預金から解放される資金を、有価証券現先オペの減額により吸収する意向である。

◆ブンデス銀行、公定歩合の引き下げを決定

ブンデス銀行は、2月17日の中央銀行理事会において、公定歩合の引き下げ（5.75%→5.25%）を決定し、18日より実施した。

本件に関し、ブンデス銀行は、以下の趣旨のプレスリリースを発出。

「マネーサプライは93年末に特殊要因から著伸（93年12月の92年第4四半期対比年率+8.1%）し、その影響は本年初にも波及している。ただ、ブンデス銀行のマネーサプライ政策は、年間目標（94年目標値+4.0～6.0%）を指向するものであり、一時的な攪乱要因は甘受すべきである。中央銀行理事会は、今回の決定に際し、物価上昇率の低下持続を考慮した。これによってDMの安定性に対する信認は一層強固なものとなった。」

◆フランス銀行、94年以降の金融政策目標を発表

フランス銀行は、1月27日、中央銀行に独立性を付与した新法施行後3回目の金融政策理事会を開催、その後の記者会見で94年以降の金融政策目標を次のとおり発表。なお、今次発表において、マネーサプライ増加率は物価安定達成に向けた中期的（注）な中間目標として位置づけられ、単年度の目標値設定は見送られたほか、「約5%」との表現にとどめ、明確な誘導レンジを設定しないかたちとなった（ちなみに93年の目標値は4.0～6.5%）。

（注）具体的には先頃フランス政府が発表した、
EMU第3段階移行に向けた経済収斂計画期間
の4年間（1997年まで）。

発表内容

1. フランス銀行の究極の金融政策目標は物価の安定であり、1994年については物価上昇率を2%以内に抑制し、これを中期的目標としても追求する。
2. 上記目標達成のため、フランス銀行は次の2点を中間目標として重視する。
 - ①通貨の对外価値安定
 - ・1993年8月2日のEC各国蔵相、中央銀行総裁による「ERM参加国通貨間のパリティを変更しない」との決定を尊重し、ERMの枠組みのなかで仏フランの对外価値安定を確保する。
 - ②中期的（4年間）国内中間目標
 - ・M₃に関する流通速度は前年同様1994年も大きく変動するものとみられるが、M₃の中期的な増加率を金融政策中間目標として約5%に設定する。この増加率は、潜在実質GDP成長率（2.5～3.0%）、および目標とする物価上昇率（2.0%以下）を勘案のうえ、導出されたものである。
 - ・また、上記のような潜在成長率、目標物価上昇率の下で、国内総負債動向も注視する。フランス銀行は、インフレリスクの回避に留意しつつ、同指標によって、景気回復に必要な資金がフランス経済に対して供給され続けているかどうかを確認していく。
3. フランス銀行は、引き続き多くの金融経済指標、なかでも長期金利および国際収支の動向に注意を払っていく。

◆フランス銀行、市場介入金利を引き下げ

フランス銀行は2月24日に金融政策理事会を開催し、市場介入金利を6.20%から6.10%に引き下げる決定を実施した。同行では「今次措置は、1月27日の金融政策理事会（上掲参照）において策定された、仏フランの对外・対内価値安定という1994年および中期的な政策枠組みの一環を成す」とのコメントを発表している。

◆英国下院の大蔵委員会がイングランド銀行の役割に関する報告書を公表

英国下院の大蔵委員会 (Treasury and Civil Service Committee) は、イングランド銀行 (BOE) の

今後の有り得べき姿についてまとめたレポート「THE ROLE OF THE BANK OF ENGLAND」を昨年12月（本書）、本年1月（付属資料＜証言、提出文書等＞）と2回に分けて公表した。

(付表)

	中 央 銀 行 の 独 立 性	議 会 に 対 す る 責 任
イギリス	BOEは金融政策に関する独立性を有しない。 ・ただし、四季報でインフレ動向に関してBOEの独立見解を示している。	BOEは大蔵大臣を通じて議会に対し責任を負う。 ・総裁等が議会証言を行うほか、蔵相を通じて銀行監督等に関する年報を提出。
フランス	改正フランス銀行法の発効(94年1月)により、フランス銀行は独立性を確保。	フランス銀行は議会に対して責任を負わず、議会は金融政策に影響を及ぼし得ない。 ・ただし、総裁は議会で証言を行うほか、政策等に関する報告書を提出。
ドイツ	ブンデス銀行は物価安定が不可欠との国民的コンセンサスを背景に、政府・議会からの完全な独立性を有している。 ・政府は理事会決定の2週間延期を要求できるのみ。	ブンデス銀行は、議会に対して報告を行う必要はなく、議会はブンデス銀行が遂行する金融政策に何の影響力も有しない。
イタリア	イタリア銀行総裁が公定歩合を決定(92年1月法改正実施)。	総裁が議会証言を行うことがあるが、形式的には議会に対する責任は負わない。
デンマーク	デンマーク国立銀行は政策面に係る責任を有し、政府・議会はその決定を覆せない。	デンマーク国立銀行は議会に対して、責任は負わない。
ベルギー	ベルギー国立銀行は政府からの独立性が法的に保証されている(93年4月新法公布)。	ベルギー国立銀行と議会の間に制度的な関係はない。
オランダ	政府は法律上、中央銀行に対する指示権を有しているが、これが発動された事例はなく、実際には独立性を有している。	政府が議会に対して政治的責任を有する。 ・中央銀行総裁等は議会証言を行わない。
スペイン	金融政策の決定は政府が行い、スペイン銀行は金融政策を執行する。 ・ただし、中央銀行に完全な独立性を与える法律が本年内に成立する予定。	政府が議会に対して直接的に、政治的責任を有する。
アメリカ	連邦準備制度は独立して金融政策を遂行する権限を法律上与えられている。	FRB議長は議会証言を行う。また、大統領、議会は理事の指名やパブリック・ステートメントを通じて政策に影響を与え得る。
カナダ	カナダ銀行は金融政策の決定・執行に当座の責任(immediate responsibility)を負うが、最終的な責任は政府が負う。 ・政府はカナダ銀行に対する指示権を有する(過去に発動例なし)。	カナダ銀行総裁が議会証言を行うほか、年報等を議会へ提出。
ニュージーランド	ニュージーランド準備銀行は運営上の自律性(operational autonomy)を有しているが、政府に最終的な政策責任がある。 ・政府に金融政策目標の変更権限があるが、これは政治的責任と中央銀行の独立性とのバランスをとったものである。	ニュージーランド準備銀行は議会に対して様々な方法で責任を負う。 ・「金融政策ステートメント」の提出議会証言等。

同報告書では、①B O Eの目的規定として物価安定を明示し、金融政策の遂行権限をB O Eに移管すること、②政府による金融政策への関与を限定的なものとする一方、B O Eの議会に対する責任を明確にするかたちで^(注)中央銀行としての独立性を高めていくことなどが提言されている。また銀行監督についても、引き続きB O Eに権限を残すことが適当である旨結論づけられている。

(注) 物価安定の目標設定についての議会(下院)の承認、議会におけるB O E年次報告書の討議、B O E総裁の大蔵委員会への出席等を提案。

なお、上記レポート作成にあたって、同委員会では海外中央銀行の法制・機能に関する調査を実施しているが、その主要点(政府、議会との関係部分)は付表のとおり。

◆イングランド銀行、最低貸出金利を0.25%引き下げ

イングランド銀行は2月8日、最低貸出金利を0.25%引き下げて5.25%とする旨発表(即日実施)。本決定の背景として大蔵省は、物価の安定基調の持続、ポンド相場の安定等を指摘。なお、同省では、利下げの具体的なタイミングについては、イングランド銀行総裁が決定した旨、言及している^(注)。

(注) ちなみに、①92年9月の英ポンドのERM離脱を機に、イングランド銀行が四季報にて物価動向に対する独自の見解・判断を公に示すこととなったほか、②93年11月の利下げ時以降、金利変更のタイミングについてはイングランド銀行が決定することとされている(蔵相が発表)。

◆欧州の各国中央銀行、政策金利を引き下げ

欧州各国の中央銀行は、以下のとおり政策金利を引き下げた(上段発表日、かっこ内は実施日、ブンデス銀行、フランス銀行、イングランド銀行の利下げについては前掲参照)。

・イタリア銀行	2月17日 (18日)
公定歩合	8.0% → 7.5%
高率適用金利	9.0% → 8.5%
・スペイン銀行	1月25日 (25日)
中央銀行CD買いオペ金利	9.00% → 8.75%
・オランダ銀行	2月17日 (18日)
債券担保貸付歩合	5.25% → 5.00%
・ベルギー国立銀行	1月25日 1月31日 2月7日 2月17日 (25日) (31日) (7日) (18日)
公定歩合	5.25% → 5.00%
高率適用金利	11.25% → 11.00% → 10.50%
中心金利	7.10% → 7.00% → 6.85% → 6.70% → 6.55%
限度内貸出金利	8.70% → 8.60% → 8.35% → 8.20% → 8.05%
・デンマーク国立銀行	2月17日 (18日)
公定歩合	5.75% → 5.50%
・スウェーデン・リクスバンク	1月20日 2月18日 (24日) (21日)
限界的貸出金利	7.75% → 7.50% → 7.25%
・オーストリア国民銀行	2月17日 (18日)
公定歩合	5.25% → 5.00%
ロンバート・レート	6.25% → 6.00%
・フィンランド中央銀行	1月13日 (2月1日)
基準貸出金利	5.50% → 5.25%

◆インドネシア政府、94年度予算案を発表

インドネシア政府は、1月7日、94年度（94年4月～95年3月）予算案を発表した。予算総額は69兆7,491億ルピア、前年度比+11.9%と、ほぼ前年（+11.1%）並みの伸びを確保している。なお、歳入面では、石油・ガス収入が国際石油価格の低迷を背景に落ち込む（前年比△15.5%）一方、高成長持続を前提として所得税（同+26.9%）、付加価値税（同+13.3%）といった、税収の大幅増を見込んでいる。

インドネシアの1994年度予算

(単位 億ルピア、%)

	94年度	前年度比	構成比
歳 入	697,491	11.9	100.0
国 内 歳 入	597,371	13.2	85.6
石油・ガス収入	128,512	△15.5	18.4
非石油・ガス収入	468,599	24.5	67.2
所 得 税	188,429	26.9	27.0
付 加 価 値 税	132,386	13.3	19.0
海外からの援助・借入等	100,012	4.8	14.4
歳 出	697,491	11.9	100.0
経 常 歳 出	423,508	14.2	60.7
人 件 費	130,105	19.4	18.7
対 外 債 務 支 出	176,523	7.5	25.3
開 発 歳 出	273,983	8.5	39.3

◆タイ政府、新たな金融自由化措置を決定

タイ政府は、1月10日の経済閣僚会議において、大蔵省と中央銀行が共同で作成した金融自由化に関する施策案を承認し、今後漸次実施していくことを決定した。

今回決定された金融自由化措置の概要は以下のとおり。

1. 外為規制の緩和

- ・タイ人による周辺諸国へのバーツ持ち出し限度額の引き上げ（25万バーツ→50万バーツ）

- ・事前許可が不要な海外直接投資の上限額の引き上げ（年間500万ドル→1,000万ドル）

2. ファイナンス・カンパニー（金融証券会社）における金融・証券業務の分離、および大手ファイナンス・カンパニーの商業銀行転換の促進
3. オフショア（B I B F）業務免許を有する外銀の地方支店設置を解禁（ただし、設置数は2支店に限定）